

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
（地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業）

令和2年度 分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究  
「台湾における外国人受け入れの動向と影響」

研究分担者 中川雅貴 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

高齢化が進む東アジアにおける国際人口移動の動向と影響について、東アジア各国・地域の中でいち早く外国人労働者の受け入れ政策を整備した台湾のケースを対象に、受け入れ政策の背景と変遷および外国人人口の動向と影響に関する検討を行った。分析に際しては、台湾行政院による公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・分析のサーベイを行った。

検討の結果確認された点は以下のとおりである。①台湾における外国人人口は、主に「二国間協定に基づいて受け入れられた外国人労働者（外籍劳工）」「高度人材」「国際結婚による外国籍配偶者」「その他（留学生等）」に分類され、このうち「外籍劳工」が全体の約70%を占める、②外国人人口に関する主な公的統計は人口センサス、登録外国人統計、戸籍統計、外国人労働者統計であるが、とくに中国本土の国籍をもつ人口が含まれるかどうかによって、各統計でカバーされている対象が異なる、③現在に至る外国人労働者受け入れの基本的枠組みは1992年に施行された雇用サービス法によって規定されており、外国人労働者の規模は2000年代に横ばいが続いた後、2010年以降再び増加傾向を続けている、④1990年代後半以降、看護・介護労働分野で就労する外国人の規模が増加したが、2010年以降は製造業のシェアが再び増加傾向にある、⑤国際結婚の新規登録件数は、その審査の厳格化により2000年代半ばに急速に減少した後は横ばいが続く、⑥外国人女性の出生が総出生数に占める割合は2000年代以降ほぼ10%で推移しており、国際結婚による外国人配偶者（女性）の割合を考慮すると、台湾においては外国人女性の出生力が相対的に高いとは言えない。

なお、外国人の受け入れによる人口学的影響については、欧米の移民受け入れ国において移民労働者の増加と受け入れ国の女性の出生力の変化を関連付ける分析結果も報告されており、介護・看護というドメスティックな領域での外国人の活用が進んだ台湾においても、こうした間接的な効果を検証することの必要性が示唆された。

A. 研究目的

本研究の目的は、東アジアにおける少子

高齢化の実態と対応について、国際人口移動との関連および外国人受け入れによる影

響の視点から検討を進めることである。今年度は、東アジア各国・地域の中でいち早く外国人労働者の受け入れ政策を整備・拡大した台湾のケースを対象に、受け入れ政策の背景と変遷およびその影響について検討を行った。加えて、国際結婚による外国人の受け入れについて、その動向および人口学的影響についての検討を行った。

## B. 研究方法

分析に際しては、台湾行政院が公表する公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・分析のサーベイを行った。分析に用いた公的統計は、人口センサス（行政院主計処）、登録外国人統計（内政部移民署）、戸籍統計（内政部戸政司）、外国人労働者統計（労働部労働力発展署）であり、すべてインターネット上でオンライン公開されている統計資料である。関連する学術研究・分析のサーベイについては、主に英語文献を対象とした。

### （倫理面への配慮）

本分析は、公表済みの統計資料・文献を用いるため、倫理審査に該当する事項はない。

## C. 研究結果

検討の結果確認された点は以下のとおりである。

①台湾における外国人人口は、主に「二国間協定に基づいて受け入れられた外国人労働者（外籍勞工）」「高度人材」「国際結婚による外国籍配偶者」「その他（留学生等）」に分類され、このうち「外籍勞工」が全体の約70%（約70万人）を占める。

②外国人人口に関する主な公的統計は人口センサス、登録外国人統計、戸籍統計、

外国人労働者統計であるが、とくに中国本土（香港・マカオを含む）の国籍をもつ人口が含まれるかどうかによって、各統計でカバーされている対象が異なる。内政部移民署による登録外国人統計では、これら中国大陸籍の人口が含まれないために、とくに国際結婚による外国籍配偶者人口のストックおよびその推移を精確に把握することが困難となっている。

③外国人労働者受け入れの基本的枠組みは1992年に施行された雇用サービス法によって規定されている。外国人労働者の規模は2000年代に横ばいが続いた後、2010年以降再び増加傾向を続けており、とくにインドネシア・ベトナムからの労働者の受け入れ増加が顕著である。

④外国人労働者の産業部門別内訳をみると、1990年代後半以降、看護・介護労働分野で就労する外国人が増加したが、2010年以降は製造業のシェアが再び増加傾向にある。

⑤国際結婚の新規登録件数は、2004年に配偶者ビザの発給および国際結婚の受理に係る審査が厳格化された影響により、2000年代半ばに急速に減少した後は横ばいが続く。台湾における年間の結婚登録数に占める割合は14～16%で推移している。

⑥外国人女性の出生が総出生数に占める割合は2000年代以降ほぼ10%で推移しており、国際結婚による外国人配偶者（女性）の割合を考慮すると、台湾においては外国人女性の出生力が相対的に高いとは言えない。

## D. 考察

1990年代初頭における台湾の外国人労働者受け入れ政策の背景として、1980年代後半以降、労働力不足に起因した不法就労

外国人問題が顕在化しており、これは同時期の日本の経験に類似する状況と言える。1990年代後半以降の看護・介護労働分野における外国人労働者の増加、2010年以降の外国人労働者の増加局面における製造業のシェアの増加は、台湾における外国人労働者の受け入れが産業構造や人口動向を反映した労働需要に応じて変化していることを示している。また、外国人女性の出生率が相対的に低いことに加えて、台湾における外国人の約70%が、定住・永住を前提としていない外国人労働者によって占められていることから、外国人の増加による人口再生産（とくに出生）への影響は限定的であると言える。この点も、近年の日本における状況と類似している。

#### E. 結論

台湾においては、「東南アジア諸国との二国間協定に依拠した民間仲介業者を介したリクルート」「定住・永住を目的としない外国人労働者の受け入れ」「雇用主に対する労働市場テストの義務化」といった外国人受け入れ政策のコアとなる枠組みが1990年代初頭にはいち早く確立され、基本的にはこのフレームワークによる受け入れが現在も続いているという点において、東アジアにおける外国人労働者受け入れ制度の先行的なケースであると位置づけられる。また、受け入れの対象となる分野が漸進的に拡大され、外国人労働者の構成も産業構造や人口動向を反映した労働需要に応じて変化しているという点においても、日本における今後の政策にとって重要な示唆を含んでいる。

外国人の受け入れによる人口学的影響については、欧米の移民受け入れ国において移民労働者の増加と受け入れ国の女性の出

生力の変化を関連付ける分析結果も報告されており、介護・看護というドメスティックな領域での外国人の活用が進んだ台湾においても、こうした間接的な効果を検証することの必要性が示唆される。

#### G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業)

令和3年度 分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究  
「台湾における国際人口移動の動向とその人口学的影響」

研究分担者 中川雅貴 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

少子・高齢化が進む東アジアにおいて、台湾では外国人労働者の受け入れ政策がいち早く整備されるとともに、国際結婚を通じた外国人女性による出生の割合が比較的高い水準で維持されるという状況が続いてきた。こうした特徴的な台湾のケースを対象に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大以降の国際人口移動の動向およびその影響に関する検討を行った。分析に際しては、台湾行政院による公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・調査報告のサーベイを行った。

高齢化の進展に伴う死亡数の増加が続く中で、かろうじて人口増加を維持していた台湾の人口動態は、2020年に初の減少を記録した。これは、2010年代後半から続く出生数の急速な減少の結果、自然動態が遂にマイナスを記録したことに加えて、COVID-19の拡大に伴う海外からの入国制限措置によって、人口増加を下支えしていた国際人口移動が大幅な転出超過に転じたことによるものである。また、COVID-19の拡大以前は台湾における婚姻登録件数の15%以上を占めた国際結婚は、2019年から2020年にかけて半減し、全婚姻数に占める割合も10%未満に低下した。これに伴って、外国人女性による出生数は、2021年に前年比で約20%低下した。

2020年に初めて人口減少に転じた台湾の人口動態にとって、これまでのところは転出超過による社会減といった直接的な影響が顕著である。ただし、今後は、国際結婚の減少や外国人女性による出生の減少を考慮した中長期的な人口動態への影響についても注視する必要がある。

A. 研究目的

本研究の目的は、東アジアにおける少子高齢化の実態と対応について、国際人口移動との関連および外国人受け入れによる影響の視点から検討を進めることである。その一環として、昨年度に引き続き、東アジア各国・地域の中でいち早く外国人労働者の受け入れ政策を整備するとともに、少子

化が進展する中で国際結婚を通じた外国人女性による出生の割合が比較的高い水準にある台湾のケースについて、外国人の受け入れによる人口学的影響に関する分析を行った。とくに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大以降の国際人口移動の動向およびその影響をについて検討した。

## B. 研究方法

台湾行政院が公表する公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・分析のサーベイを行った。分析に用いた公的統計は、登録外国人統計（内政部移民署）、戸籍統計（内政部戸政司）、外国人労働者統計（労働部労働力発展署）であり、COVID-19 拡大以降の 2021 年までの最新の統計が、行政院のウェブサイト上でオンライン公開されている。関連する学術研究・調査報告のサーベイについては、主に英語文献を対象とした。

### （倫理面への配慮）

本分析は、公表済みの統計資料・文献を用いるため、倫理審査に該当する事項はない。

## C. 研究結果

分析の結果確認された点は以下のとおりである。

① 台湾における国際人口移動は、1980年代の高度経済成長期以降も転出超過が続くという韓国のケースと類似した特徴がみられたが、1990年代に外国人労働者の受け入れが拡大して以降は、転入超過に転じた。

② 1990年代から2000年代前半にかけて増加した国際結婚の件数は、2000年代半ばに配偶者ビザの発給・国際結婚の受理に係る審査を厳格化されて以降は横ばいが続くものの、2010年代も台湾における年間の婚件数の約15%を占めた。

③ COVID-19の拡大直前の2019年までの台湾の人口動態は、高齢化の進展に伴う死亡数の増加と2010年代半ば以降の出生数の急速な減少により、ほぼ均衡状態の自然動態が続く中で、国際人口移動の転入超

過によって、かろうじて人口増加を維持する状態が続いた（2017年以降の年増加率は0.1%）。【資料1】

④ 2020年に台湾の人口は初の減少を記録する。その要因として、出生数は前年比で7%減少し（2019年：17.8万人 → 2020年：16.5万人）、自然動態も初めてマイナスに転じたことに加えて、それまで転入超過を維持していた国際人口移動が大幅な転出超過（マイナス3.4万人）となった。

⑤ COVID-19の拡大に伴う海外からの入国制限措置の影響は、2021年により顕著となり、2021年の転出超過は15万人以上に拡大した。

⑥ 2019年まで年間2万件台で推移していた国際結婚は、2019年にはほぼ半減し、国内の婚姻件数に占める割合も16%から8%に低下した。とくに、台湾における国際結婚の7割以上を占める「妻が外国人」のケースの減少幅が大きかった（2019年→2020年の減少率は、夫が外国人のケースのマイナス38%、妻が外国人のケースではマイナス55%）。【資料2】

⑦ 外国人女性による出生が総出生に占める割合は、2003年の13%をピークに減少し、2010年代は10%未満で推移した。COVID-19の拡大後の2021年には、外国人女性による出生数は前年比で19%減少し、総出生に占める割合も5%に低下した。とくに、中国（本土）出身の女性の出生数の低下が目立つ。【資料3】

⑧ 2010年以降に再び増加を続けていた外国人労働者数は、2020年に減少に転じた。2019年末に約72万人であった外国人労働者数は、2020年末には約71万人となり、2021年末にはさらに67万人にまで低下した。国籍別では、インドネシア人労働者の減少率が比較的大きい。【資料4】

#### D. 考察

台湾の人口動態については、すでに2010年代後半において出生数の減少が加速していたために、COVID-19の拡大による影響を抽出するうえでは慎重な検討が必要となる。これは日本における状況とも類似しているが、外国人女性による出生の割合が相対的に高い水準で推移していた台湾については、今後の見通しも含めて、国際結婚の減少による影響を考慮する必要がある。外国人の出生数は、2020年から2021年にかけて20%近く減少したが、2021年には国際結婚の件数がさらに減少しているために、今後、外国人の出生数が直ちに回復する可能性は低いと考えられる。

外国人労働者については、COVID-19の拡大を受けて、2020年3月、居留証明書や雇用契約書を持たない外国人の上陸が禁止されたものの、雇用契約のある外国人労働者は上陸制限の対象外となったために、その影響は限定的であると考えられる。ただし、雇用契約のある外国人労働者についても、上陸後に課される在宅検疫等について雇用主への罰則が定められた。製造業をはじめとして事業所単位で多くの外国人労働者を受け入れている業種では寮などを設置しているケースが多く、在宅検疫の環境を確保しやすい一方で、農林漁業や居宅看護・介護や家内労働など、個人の事業主では在宅検疫の基準をクリアすることが難しいという状況が生じている。とくに看護・介護・家内労働分野で就労する女性労働者が過半を占めるインドネシア人労働者の減少率が比較的大きくなっている背景には、こうした上陸制限措置による影響の差があると考えられる。

#### E. 結論

2020年に初めて人口減少に転じた台湾の人口動態にとって、これまでのところは転出超過による社会減といった直接的な影響が顕著である。ただし、今後は、国際結婚の減少や外国人女性による出生の減少を考慮した中長期的な人口動態への影響についても注視する必要がある。

#### G. 研究発表

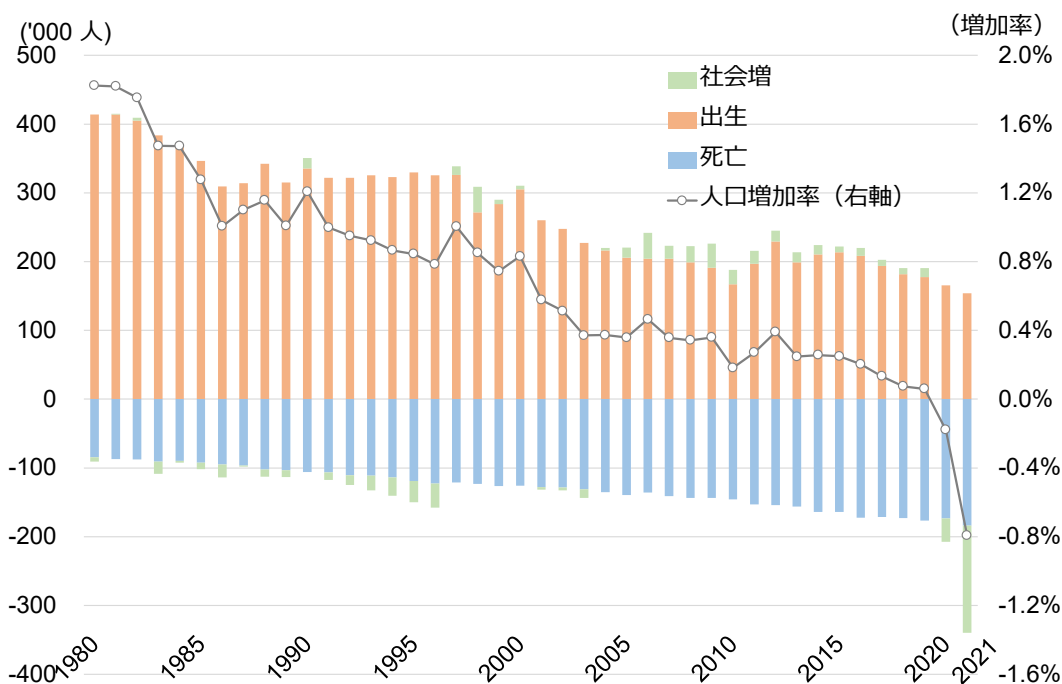
1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

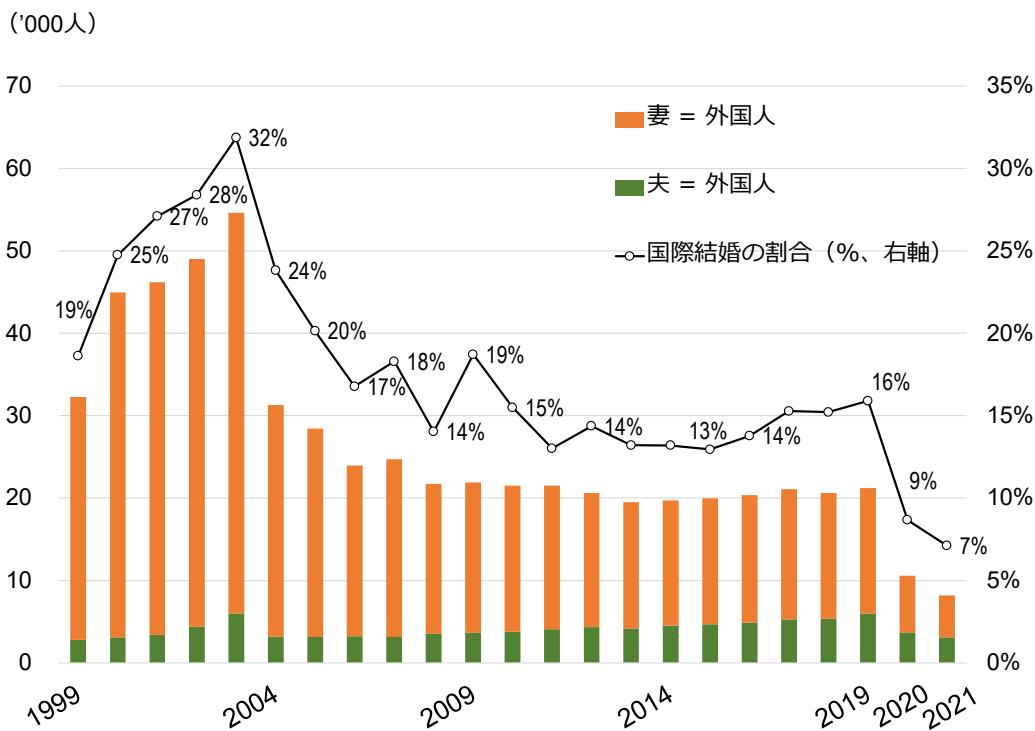
1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

【資料1】台湾における人口動態: 1980～2021



出所：Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior（内政部戸政司）

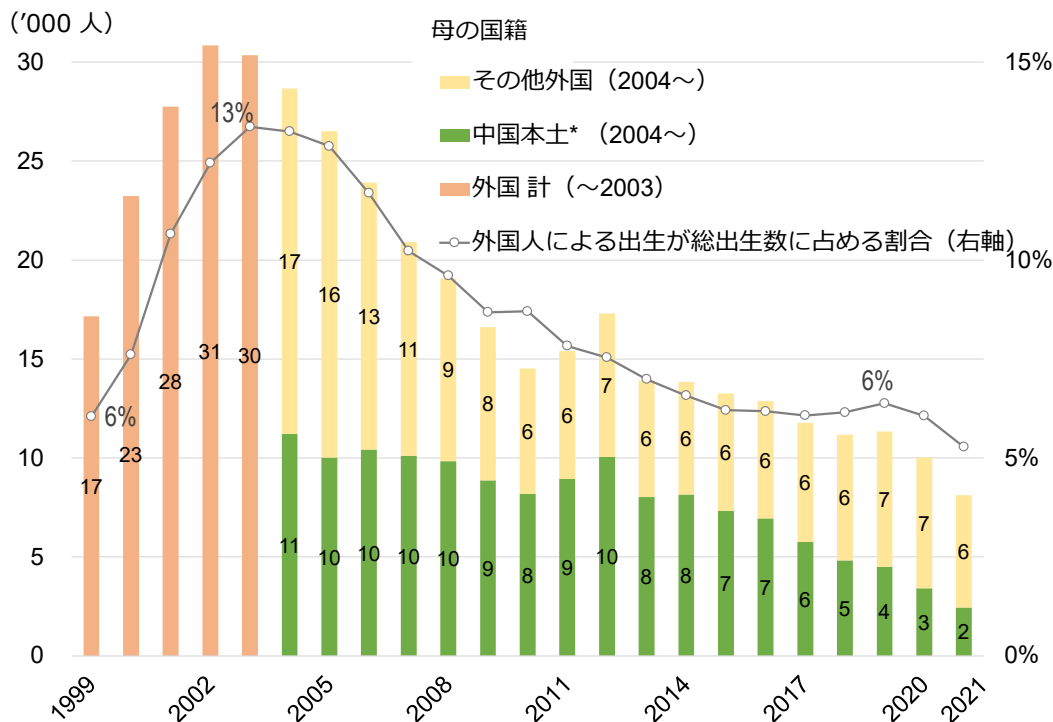
【資料2】台湾における国際結婚の動向



※夫・妻いずれも外国人のケースを除く。

出所：Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior（内政部戸政司）

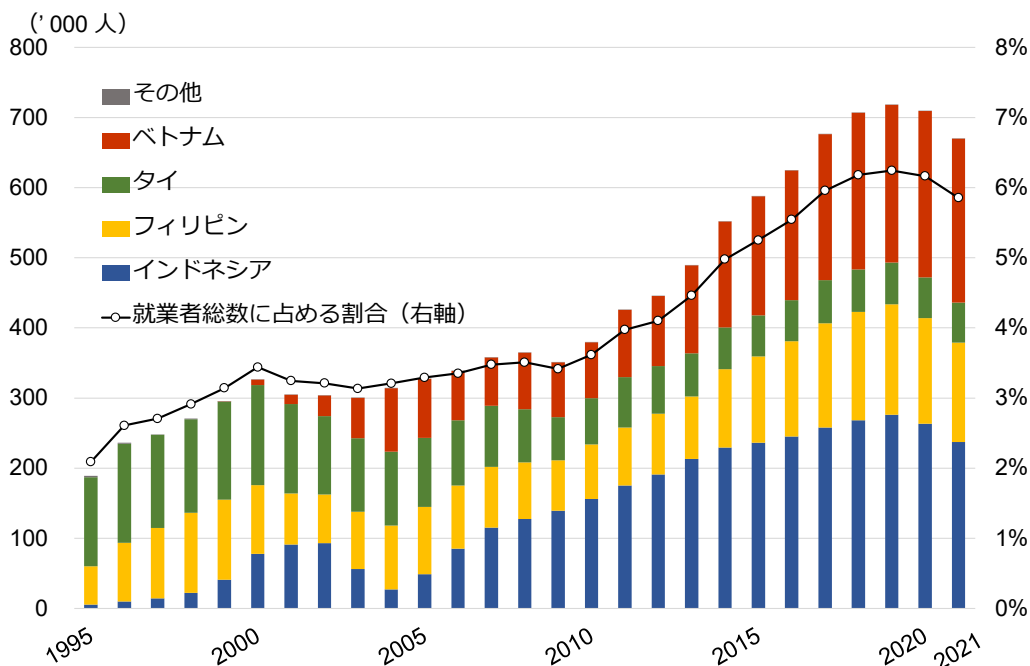
【資料3】台湾における外国人の出生数



\* 香港・マカオを含む。

出所：Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior（内政部戸政司）

【資料4】台湾における国籍別外国人労働者（※）の推移



※二国間協定に基づく外国人雇用許可制度によって受け入れられた労働者（外籍劳工）に限る。各年末の登録者数。

出所：Workforce Development Agency, Ministry of Labor（労働部労働力発展署）



厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業)

令和4年度 分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究

「国際・国内人口移動に関する施策の日韓中台比較」

研究分担者 中川雅貴 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究は、日本・韓国・中国・台湾の国際人口移動（とくに外国人受け入れ）および国内人口移動に関連する施策を比較した。いずれも対象とする施策は、原則として現行のものに限定した。

国際人口移動については、とくに非専門職・非熟練労働分野における外国人労働者の受け入れに関して、日本と韓国・台湾の施策に違いがみられた。台湾および韓国では、「二国間協定」と「非定住（一時滞在契約）」という二つの要素を柱とする外国人労働者受け入れ制度がいち早く導入されており、東アジアにおける先進的なケースとして位置づけられる。こうした状況の中、日本で2019年に新設された在留資格「特定技能2号」では、一定の条件を満たせば家族の帯同や永住申請が可能とされるなど、いわゆる非専門職・非熟練労働分野の外国人労働者の定住化、さらには永住の可能性も想定した設計であるという点において、韓国と台湾における基本政策とは異なる新たな方向性が打ち出されている。今後、少子高齢化が進む東アジア各国の外国人労働者受け入れ政策が、どのように多様化あるいは収斂していくのかについて、引き続き観察を続ける必要がある。

いずれの国においても、国内人口移動を直接的かつ明確な対象とした政策は限られている。日本と韓国では、国レベルの基本的な国土開発計画において、人口の過度な地域的偏在の是正と、それに関連する諸課題への対応が、基本的な方針の一つとして示されるなどの共通点が確認された。ただし、日本の地方創生関連施策のような、地方圏の人口減少や首都圏への人口集中への対応を目的としたより包括的な政策は、韓国においてはみられなかった。

※別添論文「国際・国内人口移動に関する施策の日韓中台比較」

A. 研究目的

本研究は、東アジアにおける少子高齢化の実態と対応について、人口移動の視点から検討することを目的として、日本・韓国・中国・台湾の国際人口移動（とくに外国人

受け入れ）および国内人口移動に関連する施策を整理し、比較した。いずれも対象とする施策は、原則として現行のものに限定した。

## B. 研究方法

各国政府が公表する公的統計および各種資料に加えて、関連する学術研究による分析および成果を適宜参照した。

（倫理面への配慮）

本研究は、公表済みの統計資料・文献を用いるため、倫理審査に該当する事項はない。

## C. 研究結果

分析の結果確認された点は以下のとおりである。

- ・韓国、中国、台湾においては、それぞれ「外国人雇用法」等の外国人の雇用および就労に特化した法令が定められているのに対して、日本では外国人の雇用や就労のみを対象とした法律はない。

- ・韓国の「訪問就業制度」（いわゆる外国国籍同胞訪問就業制度）の導入は、自国にルーツをもつ外国人の入国および国内での就労に関する制限を緩和し、外国人労働者の受け入れに関する新たなチャンネルを提供するという点において、日本の1989年入管法改正（施行は1990年）による在留資格「定住者」の新設と類似している。

- ・とくに非専門職・非熟練労働分野における外国人労働者の受け入れに関して、日本と韓国・台湾の施策に違いがみられた。

- ・国際人口移動（とくに外国人受け入れ）と比較して、国内人口移動を直接的かつ明確な対象とした政策は限られている。

## D. 考察

台湾や韓国では、「二国間協定」と「非定住（一時滞在契約）」という二つの要素を柱とする外国人労働者受け入れ制度がいち早く運営されており、東アジアにおける先進

的なケースとして位置づけられる。日本では2019年に新設された在留資格「特定技能2号」において、いわゆる非専門職・非熟練労働分野の外国人労働者の定住化、さらには永住の可能性も想定されるなど、韓国と台湾における基本政策とは異なる新たな方向性が打ち出されている。

国内移動について、ソウルへの人口一極集中が著しい韓国では、「行政中心複合都市計画」による世宗特別自治市への中央官庁および関係機関の移転が具体的に進められているが、日本で2014年以降進められている地方創生関連施策のような、地方圏の人口減少や東京圏への人口集中への対応を目的としたより包括的な政策はみられなかった。

## E. 結論

国際人口移動については、とくに非専門職・非熟練労働分野の外国人労働者の受け入れについて、異なるアプローチが採られてきた。今後、少子高齢化が進む東アジア各国の外国人労働者受け入れ政策が、どのように多様化あるいは収斂していくのかについて、引き続き観察を続ける必要がある。

国内移動に関する諸施策については、より広範な地域政策との関連において把握する必要がある。

## G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

Nakagawa, M. “International Migration to Japan under COVID-19: Regional Patterns and Prospects”, *The 6th Mahidol Migration Centre Regional Conference*, Institute for Population

and Social Research, Mahidol  
University (バンコク) (2022.12.1)

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし